

凡 例

1 本書は、当室が平成22年4月1日現在の地方公共団体（都道府県47団体、市町村（特別区含む。以下同じ。）1,750団体）を対象に実施した「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」及び「地方公共団体における個人情報保護対策等制度化調」の結果に基づいて、地方公共団体における情報化の状況等を取りまとめたものである（一部、これら以外の調査結果も掲載しているが、これについては、個別に出典又は調査方法を記載している）。

なお、本調査の対象となった地方公共団体の部局の範囲は、都道府県及び市町村のうち、教育委員会所管の学校及び公安委員会を除く部局である。（回答は調査対象団体の行政情報化担当課が担当した。行政情報化担当課とは行政情報に関連する機関を総括する部署を指し、情報管理主管課・情報化推進主管課等が該当する。）

2 本書で扱う情報関連機器は以下のとおりとする。

(1) サーバ (Server) : コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータに対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。インターネットにおけるWWWサーバ等が該当する。

(2) パーソナルコンピュータ（略：パソコン、P C）: 主に個人での利用を目的に作られたコンピュータ。基本的に1人が使用するように設計されている。

3 本書で扱うその他のコンピュータ用語の定義は以下のとおり。

(1) L GWAN (Local Government Wide Area Network) : 地方公共団体を結ぶ行政専用のWAN。

(2) A S P (Application Service Provider) ・ S a a S (Software as a Service) : ネットワークを通じて、アプリケーション・ソフトウェア及びそれに付随するサービスを利用させること、あるいはそうしたサービスを提供するビジネスモデルを指す。（A S P ・ S a a S を特に区別しない。）

(3) L GWAN-A S P : L GWANを利用して提供されているA S Pのこと。ファシリティサービス、通信サービス、ホスティングサービス、ネットワーク層及び基盤アプリケーション・サービス、アプリケーション及びコンテンツサービスの5種類により構成されている。

(4) 電子掲示板: 参加者すべてが読み書きできる電子的な掲示板サービスのことを指し、インターネット上にWebサイトの形態で提供されているもの。

(5) C I O (Chief Information Officer) : 経営戦略の一部としての情報化戦略の立案・実行、適切な情報技術に基づく経営戦略の提案、情報技術を活用しての組織や業務プロセスの改革、組織のIT資産（人材、ハードウェア、ソフトウェアなど）の管理や調達を最適化することなどをその役割とする最高情報責任者のこと。

(6) C I O補佐官: 業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、C I O及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行うことができる者。単なるコンピュータ担当職員とは異なる。

(7) ネットワーク管理者: 職員のうち、行政全般及び情報通信ネットワーク技術に関する高度な専門的知識を有する者。当該地方公共団体の全てのネットワークにおける開発、設定の変更、運用、更新等並びに情報セキュリティに関する権限及び責任を有する者。本書においては、C I O補佐官と同義に扱っている。

(8) P M O (Program Management Office) : 組織横断的にプロジェクトマネジメント手法の標準化、品質管理、人材育成などに責任を持ち、個々のプロジェクトが円滑に実施されるよう支援することを目的に設置される専門部署のこと。

(9) S L A (Service Level Agreement) : 契約を行う際に、あらかじめ、事業者から提供されるサービスの内容と範囲、品質に対する要求（達成）水準を明確化して、合意しておくこと。また、その基準と合意を明文化した文書、契約書のこと。

- (10) E A (Enterprise Architecture) : 組織の構造と機能を体系化・記述し、全体と構成要素の相互関係を明らかにしたうえで、組織活動の全体最適化を行うこと。
- (11) B P R (Business Process Re-engineering) : 既存の組織やルールを抜本的に見直し、職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計、再構築することで業務改革を行うこと。
- (12) レガシーシステム : 開発事業者独自のオペレーションシステムを搭載した汎用コンピュータ、オフコンを使用したシステム及びこれらに接続するためのシステム。
- (13) オープンシステム : 応札する多くの事業者がシステム開発・導入や運用保守に参画できるシステム環境であり、他社システムと円滑に連携できるシステム。オープン化の効果としては、競争入札による開発・改修等のコスト削減、システムの柔軟性・拡張性の向上などが挙げられる。
- (14) モジュール化 : 本調査においては、関連の調達案件を分割することをいう。情報システムの調達コスト削減や、中小IT企業が参画する機会の拡大につながることが期待できる。
- (15) R S S (RDF Site Summary/Rich Site Summary/Really Simple Syndication) : ホームページのニュースや新着情報など更新された情報をまとめ、RSSリーダーと呼ばれるソフトウェアにリアルタイムに配信する機能のこと。
- (16) C M S (Content Management System) : ホームページのテキストやグラフィックなどの素材を統合的に管理し、更新・配信するソフトウェア。定型的に素材を登録することで、ホームページの情報が半自動的に更新されることから、一貫性のあるサイト構築が実現でき、ユーザビリティの向上につながるほか、リンクの変更・削除などの管理や公開日時の設定の機能を持つものもある。
- (17) S N S (Social Network Service) : 一般的なウェブサイトとは異なり、すでに加入している人が招待することにより参加する形式としたことで、現実社会でのつながりのある会員から構成されるウェブコミュニティ。地域SNSは新しい住民参画のツールのひとつとして期待されている。
- (18) 情報セキュリティポリシー : 地方公共団体が保有する情報資産の情報セキュリティ対策について、各地方公共団体が総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたもの。情報資産をどのような脅威からどのようにして守るのかについての基本的な考え方、並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を規定する。
- (19) B C P (Business Continuity Plan) : 業務継続計画。災害・事故で被害を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に（あるいは、許容される中断時間内に）復旧させる「業務継続」を戦略的に実現するための計画。
- (20) V o I P (Voice over IP) : IP技術を利用して音声を通信する技術。IP電話などに利用されている。
- (21) L A N (Local Area Network) (構内通信網) : 同軸ケーブル、光ファイバー等を使って、同じ建物等の中にあるコンピュータやプリンタ等を接続し、データをやり取りするネットワーク。
- (22) 情報系L A N : 庁内に敷設されているLANのうち、一般に、インターネットへのアクセス、メール等の利用、インターネットとして全庁的な情報共有などのために用いられるネットワークのこと。
- (23) 業務系L A N : 庁内に敷設されているLANのうち、一般に、特定業務、特定システムのために敷設されたネットワークのこと。内部業務に用いられているものが多い。
- (24) G I S (Geographic Information System) : 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能とする技術。「統合型G I S」と、庁内LAN等のネットワーク環境のもとで、庁内で供用できる空間データを「公用空間データ」として一元的に整備・管理し、各部署において活用する庁内横断的なシステム（技術・組織・データの枠組）である。
- (25) e - 文書条例 : 民間事業者等に対して条例や規則で課している書面(紙)による保存等に代わり、電磁的記録による保存等を行うことを容認する条例のこと。
- (26) ホスティングサービス : 外部事業者（民間・自治体等）の保有するサーバ機について顧客（自治体）がその容量の一部の提供を受けるA S P・S a a Sサービスのこと。

4 その他本書で用いている用語の定義は以下のとおり。

(1) 「行政部門」については、以下のように定義した。

行政部門名	主な業務
行政情報化担当課	都道府県・市町村（特別区を含む）における行政情報化に関する機関を総括する部署。したがって、情報管理主管課・情報化推進担当課等が該当する。
総務・企画部門	人事管理・研修・給与・恩給・年金・共済・貸付・都道府県税（自動車税・個人事業税・法人事業税・自動車取得税・法人県民税・特別地方消費税・不動産取得税・鉱区税・都道府県民税・道府県たばこ税・ゴルフ場利用税・狩猟者登録税・法定外普通税等）、市町村税（住民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税・国民健康保険税・市町村たばこ税・特別土地保有税、法定外普通税等）住民登録等・外国人登録・印鑑登録証明・財務会計（会計経理・物品管理・起債管理・財産管理・資金管理・予算配当・予算査定等）・教育事務（私学・公立学校等に関する教育関係統計等、教育所管部課における教育事務等・生涯学習）※都市計画（ただし、所管が土木・建築部門である団体は土木・建築部門に該当）
消防部門	都道府県・市町村（特別区を含む）の知事部局・市長部局において、消防・防災事務を担当する部署（消防防災主管課等が該当する。）及び市町村の消防本部（消防署・出張所等の内部組織を含む。）
商工・農林・水産部門	(商工) 各種実態調査・各種資金事務・各種商工関係試験事務・中小企業経営診断資料の作成・技術研究・その他（商工関係統計等） (農林) 森林計画・工事設計積算・各種資金事務・各種補助金事務・農業共済事務・農業経営診断資料の作成・県営林計画調整・森林道台帳作成事務・その他（農業関係調査・統計等）
土木・建築部門	公営住宅関係・道路台帳関係・工事設計積算・工事進行管理・建設業者経営事項審査等事務・各種試験採点事務 ※都市計画（ただし、所管が総務・企画部門である団体は総務・企画部門に該当）
民生・労働・衛生部門	生活保護・国民年金・各種福祉資金事務・各種検診・児童手当事務・介護保健関係・その他（母子家庭、老人健康等各種実態調査）
公害部門	公害防止・その他（大気汚染統計等）
公営企業部門	人事・給与・共済等・水道（工水、簡水を含む）、交通、電気・ガス、病院・下水道・観光施設、宅地造成、港湾整備・その他（市場、有料道路等の公営企業事務）
収益事業部門	一般事務・発券等業務
行政委員会・議会事務局等	行政委員会・議会事務局において行う行政事務（ただし、学校教育の教材としての機器・端末及び住民向けの機器・端末、公安関連の機器・端末は、対象外とする。）

(2) 行政情報化を担当する職員の範囲は、以下のとおりとした。

① 所属職員

一般事務職員：行政情報化担当課に所属する正規職員

任期付職員：IT関係の識見者としてシステムの開発について助言・指導、企画、システム設計及び契約・調達等を行うため、期間を定めて採用した所属職員。

② 派遣職員

区 分	職 務 内 容
システム管理者	コンピュータ・システムや通信ネットワークを管理する責任者で、ユーザー・アカウントやパスワードの設定、ユーティリティ管理、ディスク・スペース管理、ネットワーク管理などを行う。
プログラマ・SE	プログラマとは SE が設計した仕様内容に従って、プログラムのコーディング作成を主とするエンジニアである。SE とは組織の業務を処理するためのコンピュータ・システムのシステム解析、開発設計から導入計画を行うエンジニアである。
オペレータ	データベースや情報サービスなどで、システム全体が正常に機能するよう、電子計算機を管理する運用者。
キーパンチャ	データ入力を主な作業とする者。

(3) 行政情報化推進経費については、以下のとおりとした。

区 分	費 用 内 容
機器購入費	パソコン・ケーブル・ハブ等、機器の購入に要した費用（安全対策機器は含まない。）
レンタル・リース	機器のレンタル・リースに要した費用
回線使用料	外部接続等回線の使用料
機器・ソフトの保守料	機器・ソフトの保守に必要な費用、ソフトのレンタル・購入費用
派遣要員人件費	庁内で勤務する派遣要員の人件費
委託費	運用・開発の外部委託費
安全対策費	安全対策機器・設備の購入費
各種研修費用	研修に要した費用
その他	消耗品（プリンタのトナー等）費・負担金等、上記以外の費用